

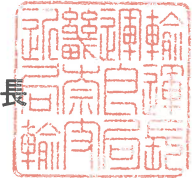
公 示

奈 運 整 公 示 第 8 号

令 和 6 年 1 0 月 1 5 日

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5及び旅客自動車運送事業運輸規則第46条に定める地方運輸局長が行う研修（令和6年度整備管理者選任後研修）を次のとおり実施する。

近畿運輸局奈良運輸支局長



1. 研修対象者

自動車運送事業者において整備管理者として新たに選任した者

自動車運送事業者に選任されている整備管理者であって、令和5年度整備管理者選任後研修を受講していない者。

2. 研修内容

- (1) 整備管理者の関係法令及び通達に関する事項
- (2) 自動車の点検及び整備に関する事項
- (3) 車両構造及び整備上の欠陥に基づく事故防止に関する事項
- (4) 自動車の公害防止に関する事項
- (5) その他整備管理者に必要な事項

3. 実施日時及び場所

実施日時：

- 第1回 令和6年11月21日（木）14：00～16：20 ※会場1
第2回 令和6年12月18日（水）14：00～16：20 ※会場2
第3回 令和7年 1月14日（火） 9：30～11：50 ※会場3
令和7年 1月14日（火）14：00～16：20 ※会場3
第4回 令和7年 1月16日（木）14：00～16：20 ※会場1
第5回 令和7年 1月27日（月）14：00～16：20 ※会場1

実施場所：

- ※会場1 いかるがホール 研修室1～4
（住所：奈良県生駒郡斑鳩町奥留10丁目6番43号）
※会場2 橿原市立かしはら万葉ホール 研修室2
（住所：奈良県橿原市小房町11-5）
※会場3 奈良県トラック会館 研修室
（住所：奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6）

4. 注意事項

- ① 本研修の受講は完全予約制です。

受講希望の方は、自動車整備関係研修オンライン予約で申込みをしてください。

※各協会等に参加されている事業者の方は、各協会にお問い合わせください。

※詳細は奈良運輸支局ホームページをご確認ください。

- ② 受付は30分前から研修会場入り口で行います。

研修開始後の受付はできません。

- ③ 当日は運転免許証、マイナンバーカード等の本人の顔写真入りの身分証明書に加え、予約時に登録したメールアドレスに届いた受講票(メール)を印刷持参するか受付にてメール本文を提示して下さい。

- ④ 受講料は無料です。

- ⑤ 会場の駐車場には限りがありますので、可能な限り公共交通機関でご来場ください。

5. 問い合わせ先

近畿運輸局奈良運輸支局 検査・整備・保安部門

大和郡山市額田部北町981番地の2

TEL : 0743-59-2153

FAX : 0743-23-0020